

# 指定管理制度導入施設における広告事業導入ガイドライン

人事課・財政課

## 1．総論

本ガイドラインは、指定管理制度を導入した施設を活用した広告事業実施方法に関して基本的指針を定める。なお、実施上これにより難しい場合においては、人事課・財政課に個別に協議をして取り扱いを定めるものとする。

## 2．広告事業の実施の適否に関する事項

本県の財政状況を勘案すると広告事業を積極的に推進して財源を確保する必要があるが、広告事業の実施に当たっては、島根県広告事業実施要綱（平成 19 年 3 月 30 日政第 257 号）によるほか、次の点に留意すること。

公の施設としての設置目的に照らして適当かどうかを検討すること。

施設の景観を損ない施設利用者に不快感を与える場合や施設の利用について何らかの制約が生じる場合（制約される例：広告が禁止された大会の実施、広告を隠す展示物の展示）等、公の施設の設置目的に照らした検討を行うこと。

広告事業の実施について、施設全体の運営の観点から検討すること

広告事業を実施した場合に、広告管理のための費用の増高（例：施設利用者の都合によって広告の撤去・再掲載等が必要となる場合）や利用者の減少（例：広告掲載主と同業他社の施設利用がなくなる）等の影響を予測し、施設全体の運営上、適切かどうかの検討を行うこと。

## 3．広告事業実施方法に関する基本的考え方

施設内における広告事業の実施の判断（責任）は県で行う。

（設置目的との整合性、公平性の担保のため。）

募集・審査については、実効性・公平性の観点から県において行う。

（募集に当たって、指定管理者が広告主に参加を働きかけることは可。）

県有財産（公の施設）の有効活用により、県の新たな財源を確保するとともに、広告事業収入の一部を指定管理者の収入とすることで指定管理者にインセンティブを与え、広告事業収入の増額を図る。

(1) 行政財産を利用した広告事業（県の直接執行の場合）

広告事業に関する基本的事項（広告事業の是非、広告の掲載場所、掲載期間、掲載条件）の決定  
県（施設所管課）が決定するものとする。ただし、決定に当たっては、指定管理者の意見を聴取するものとする。

条件に合致した広告の募集・審査

島根県広告事業実施要綱に基づき県（施設所管課及び政策企画監室）が行う。

理由：募集を行う場合の告知の効果、信頼性、募集決定の公平性等の観点から、県において行うことが合理的と考えられるため。

契約の締結及び料金徴収

県（施設所管課）が行うものとする。

広告の管理

指定管理者が行うものとする。管理には、広告の補修・是正命令等も含むものとし、広告主に対する許可条件にその旨を明記するとともに、指定管理者との協定において明示するものとする。

(2) 行政財産を利用した広告事業（指定管理者が広告事業主体となる場合）

広告事業に関する基本的事項（広告事業の是非、広告の掲載場所、掲載期間、掲載条件）の決定  
指定管理者が、行政財産目的外使用申請を行い、県（施設所管課）の許可を得て行うものとする。

公の施設を管理している指定管理者からの積極的な広告事業の企画立案を期待。

条件に合致した広告の募集・審査

公共性・公平性等を確保するため、募集・審査は県（施設所管課）が行うものとする。

多くの広告主の参加を図るため、広告主に対して広告事業参加への積極的な周知活動を指定管理者に求めることができるものとする。

契約の締結及び料金徴収

指定管理者が行うものとする。

広告の管理

指定管理者が行うものとする。(1) に同じ。

(3) 物品を利用した広告事業

広告事業に関する基本的事項（広告事業の是非、広告の掲載場所、掲載期間、掲載条件）の決定  
指定管理者が県（施設所管課）の許可を得て行うものとする。

公の施設を管理している指定管理者からの積極的な広告事業の企画立案を期待。

条件に合致した広告の募集・審査

公共性・公平性等を確保するため、募集・審査は県（施設所管課）が行うものとする。

多くの広告主の参加を図るため、広告主に対して広告事業参加への積極的な周知活動を指定管理者に求めることができるものとする。

契約の締結及び料金徴収

指定管理者が行うものとする。

広告の管理

指定管理者が行うものとする。(1) に同じ。

注1) 公の施設のホームページを利用した広告事業についても、原則として物品を利用した広告事業と同様の取り扱いとするが、「公の施設のホームページ」とは、以下の要件を備えるものであること。

- ・専ら公の施設の管理者が当該施設に関する情報を発信する内容のページ（html ファイル）であること
- ・指定管理者が掲載内容の作成・管理を行うものであること。

注2) 上記(2)及び(3)の 印により、広告事業収入の増額が図られることに着目し、指定管理者にインセンティブを与えるため、次のとおり、指定管理者が徴収する広告掲載料等の一部を、指定管理者の収入とすることができるものとする。

- ・指定管理者は、広告主から徴収する広告掲載料の75%以内の額を自らの収入とすることができるものとし、差額の広告掲載料（県帰属分）については、原則として当該年度の指定管理料から減額するか、県が発行する納入通知書により納付するものとする。
- ・広告が掲載された物品の納入により、指定管理者の管理費が低減する場合は、広告事業実施時に、低減額の90%以内の額を指定管理者の対価とすることを定め、差額（県帰属分）については、原則として当該年度の指定管理料から減額するか、県が発行する納入通知書により納付するものとする。

#### (4) 施設命名権（ネーミングライツ）に関する取り扱い

施設命名権を利用した広告については、その実施の可否について以下の点を検討のうえ、個別に対応することとする。

- ・公の施設の設置目的に照らして適当か。
- ・特定の利用者に著しい不利益を生じないか。（例：スポンサーの違い等でその施設が使えず、同種その他施設利用等の代替手段がない場合等。）
- ・既に県民に周知されている名称の変更により県民に混乱を生じさせることがないか。
- ・施設名変更による看板・標識等の変更にかかる費用負担は適当か。

#### 4 . 広告事業の実施時期

広告事業の実施時に県と指定管理者との間で、3 . 広告事業実施方法に関する基本的考え方に基づき、別途、広告事業にかかる契約を締結するか協定内容を変更することにより、随時広告事業の実施を可能とする。